

平成28年度 佐久市芸術文化活動補助金 交付決定一覧表

1 採択事業

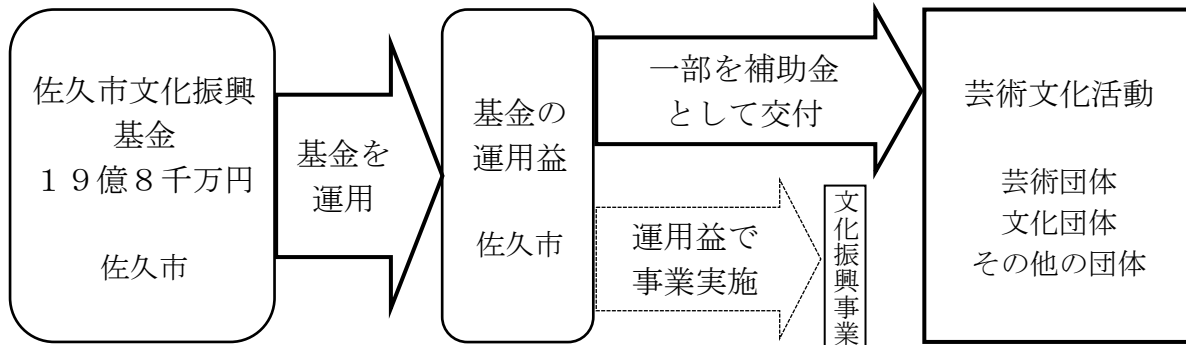
	団体の名称	事業名
1	男声合唱団 FFソサエティ	男声合唱団 FFソサエティ 演奏会
2	岳澄会	第20回 岳澄会展
3	佐久駒場翰墨会	第21回 佐久駒場翰墨会 水墨画 作品展
4	クワイアグリーンヒル	クワイアグリーンヒル 第16回定期演奏会
5	コスモスターズ・ ジャズオーケストラ	第13回 コスモスターズ・ ジャズオーケストラ 定期演奏会
6	佐久市民写生会	第51回 佐久市民写生会展
7	コール・ノザワ	コール・ノザワ 第13回 セタコンサート

平成28年度 文化振興基金活用事業 開催経過(コスモホール自主事業を除く)									
	名称	期日	会場	チケット販売状況	入場者数	アンケート結果			
1	キッズ・サーキット in SAKU 2016	8月5日 ～ 8月7日	コスモホール 他6施設			(資料5のとおり)			
2	読響コンサート ～華麗なる新世界～	10月22日	コスモホール	776/804席 (内 招待36席)	723名	173/723 (23.92%)	大変良い	153	88.44%
							良い	12	6.94%
							ふつう	3	1.73%
							あまり良くない	0	0.00%
							良くない	0	0.00%
							無回答	5	2.89%
3	小学6年生芸術鑑賞会 劇団四季こころの劇場 「ガンバの大冒険」	11月4日	コスモホール	-	920名 (市内小学校 17校と 小諸養護学校)		-		
4	春風亭小朝独演会 「年忘れ落語会」	12月18日	佐久平 交流センター	440/450席 (内 招待12席)	-		-		
5	劇団四季 ファミリーミュージカル 「王子とこじき」	平成29年 3月24日	コスモホール	772/804席 (内 招待20席)	-		-		

平成 29 年度 佐久市芸術文化活動事業補助金 応募要項（補助金額 10 万円）（案）

佐久市芸術文化活動事業補助金の目的と仕組み

佐久市芸術文化活動事業補助金は、市内で行なう芸術文化活動を支援する制度です。市民の皆様が行う主体的な芸術文化活動を促し、コンサートや展覧会等の様々な芸術文化を鑑賞する機会が拡充するよう、芸術文化活動に対して佐久市文化振興基金の運用益の一部を補助金として交付します。



1 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている団体です。

- (1) 市内に活動拠点を有し、市民が含まれる団体
- (2) 代表者が明らかであり、その者が成人である団体

2 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件をすべて満たしている事業です。

- (1) 市民を対象として行われる芸術文化に関する事業（市民に鑑賞してもらうために舞台や展覧会場等において表現・発表される芸術文化活動）
- (2) 市内で行われ、多くの市民が鑑賞できる事業
- (3) 佐久市の他の補助金等を受けていない事業
- (4) 平成29年4月1日～平成30年3月31日の間に行われる事業
- (5) 以下に掲げる事項に該当していない事業
 - ア 特定の個人又は団体に対して行う事業
 - イ 学校が主催する事業
 - ウ 政治、宗教、営利活動及びチャリティーを目的とした事業
 - エ 公序良俗に反する又はそのおそれのある事業

3 提出書類及び申請期間

- (1) 補助金の交付を希望する団体は、佐久市芸術文化活動事業補助金交付申請書を提出してください。また申請書には次の書類を添付してください。

- ア 芸術文化活動事業審査資料（団体・事業）

- イ 収支予算書
- ウ 団体や事業の概要がわかるもの（任意）
（例：事業の企画書、前年度実施事業のチラシ・プログラム・事業実績書）
- エ 団体員名簿（事業内容が団体員の専門性と関係がある場合は、その団体員のプロフィールを添付してください。）
- オ 主な演奏者、上演者、講演者等のプロフィール。
- カ 団体規約等の写し（団体規約等がある団体のみ）
- キ 提出書類チェックリスト

(2) 申請期間

平成29年4月3日（月）～12月28日（木）（必着）

(3) 提出方法

佐久市教育委員会 文化振興課へ郵送か持参してください。

4 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の1/2以内です。ただし、事業の収入に補助金を加算した金額が補助対象経費を上回る場合は、その差額分を減額します。

また、上限を10万円とし、予算の範囲内で補助します。（千円未満切り捨て）

5 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業開催のために必要な経費のうち次に掲げるものとします。これ以外の経費は、補助対象事業開催のために必要な経費であっても、補助対象経費にはなりません。

補助対象経費	注意事項
(1) 会場使用料	*会場と会場に付帯する設備の使用料 *本番とリハーサル・ゲネプロ（1回）又は本番と前日準備に限る。
(2) 舞台設備等の借上料	*事業の実施に必要な音響・照明など、会場に備える設備の借上料 *本番とリハーサル・ゲネプロ（1回）又は本番と前日準備に限る。
(3) 演奏者、上演者、講演者等への交通費、宿泊費	*申請団体に所属する者は除く。 *交通費は、本番前後の1往復分、宿泊費は、本番の前日又は当日のいずれか1泊に限る。 *公共交通機関、旅行会社、旅館、ホテル等から申請団体宛の領収書が必要。（演奏者等へ支払う「お車代」等は認めません。）
(4) 印刷製本費	*本番に係るもののみ。

※（1）～（4）以外の経費は認めません。

※収支予算書に計上されていない経費は、精算時に対象経費として計上することはできません。申請の段階で綿密な計画を立てるようにしてください。

6 事業の審査

- (1) 申請のあった事業について、佐久市教育委員会が審査し採択する事業を決定します。
- (2) 審査の結果、補助金減額又は補助事業不採択となることがあります。
- (3) 審査結果については、応募されたすべての団体に対し通知します。(申請後概ね1ヵ月以内)

7 補助事業の表示

補助金を受けて実施する事業の印刷物には、「佐久市文化振興基金活用事業」と明示してください。また、事業の開催中にも「佐久市文化振興基金活用事業」の表示に努めてください。例年表示に間違いが見受けられます。間違いのないよう表示をしてください。

8 補助事業実績報告

- (1) 補助事業が終了したら、30日以内又は平成30年3月30日(金)のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書を佐久市教育委員会へ提出してください。例年30日を過ぎてから報告書を提出する団体が見受けられます。締め切りは厳守してください。
- (2) 補助事業実績報告書には次の書類を添付してください。
 - ア 補助事業に係る収支決算書及び領収書の写し
 - (ア) 補助対象経費の領収書の写しは必ず添付してください。適切な支出であることが、添付書類等から確認できない場合や不備がある場合には、補助金を交付することができませんので、保管には十分ご注意ください。
 - (イ) 領収書の宛名は必ず申請団体名でもらってください。立替精算は認めません。
 - (ウ) インターネットを利用した通販や、口座振替・振込により支払いをした場合でも、領収書は必要です。
 - イ 芸術文化活動事業評価報告書
 - ウ 補助事業の実施内容が分かる資料(写真かビデオ、チラシやプログラム)

9 補助金交付請求

補助金確定通知書を受け取ったら、佐久市芸術文化活動事業補助金交付請求書により補助金の交付の請求をしてください。

10 補助事業の変更又は中止

補助事業を内容変更又は中止する場合は、速やかに佐久市芸術文化活動事業補助金変更(中止)承認申請書を佐久市教育委員会に提出してください。

事業内容の変更とは、次のいずれかに該当する場合です。

- (1) 収入又は支出項目の変更
- (2) 実施期日・場所の変更

(3) 演奏者等の変更

1.1 芸術文化の範囲

佐久市芸術文化活動事業補助金制度における芸術文化は、佐久市文化振興計画において定義されている「文化の領域」の範囲とします。

- (1) 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等）
- (2) メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）
- (3) 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等）
- (4) 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等）
- (5) 生活文化等（茶道、華道、書道、国民娯楽、出版物等）
- (6) 文化財等（有形文化財及び無形の文化財等）

1.2 申請書類等について

申請に必要な書類の様式は、佐久市教育委員会社会教育部文化振興課で配布します。

申請方法、提出書類、補助金額など詳しい内容について説明しますので、事前に担当課にご相談ください。

※佐久市のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.saku.nagano.jp>

1.3 審査基準

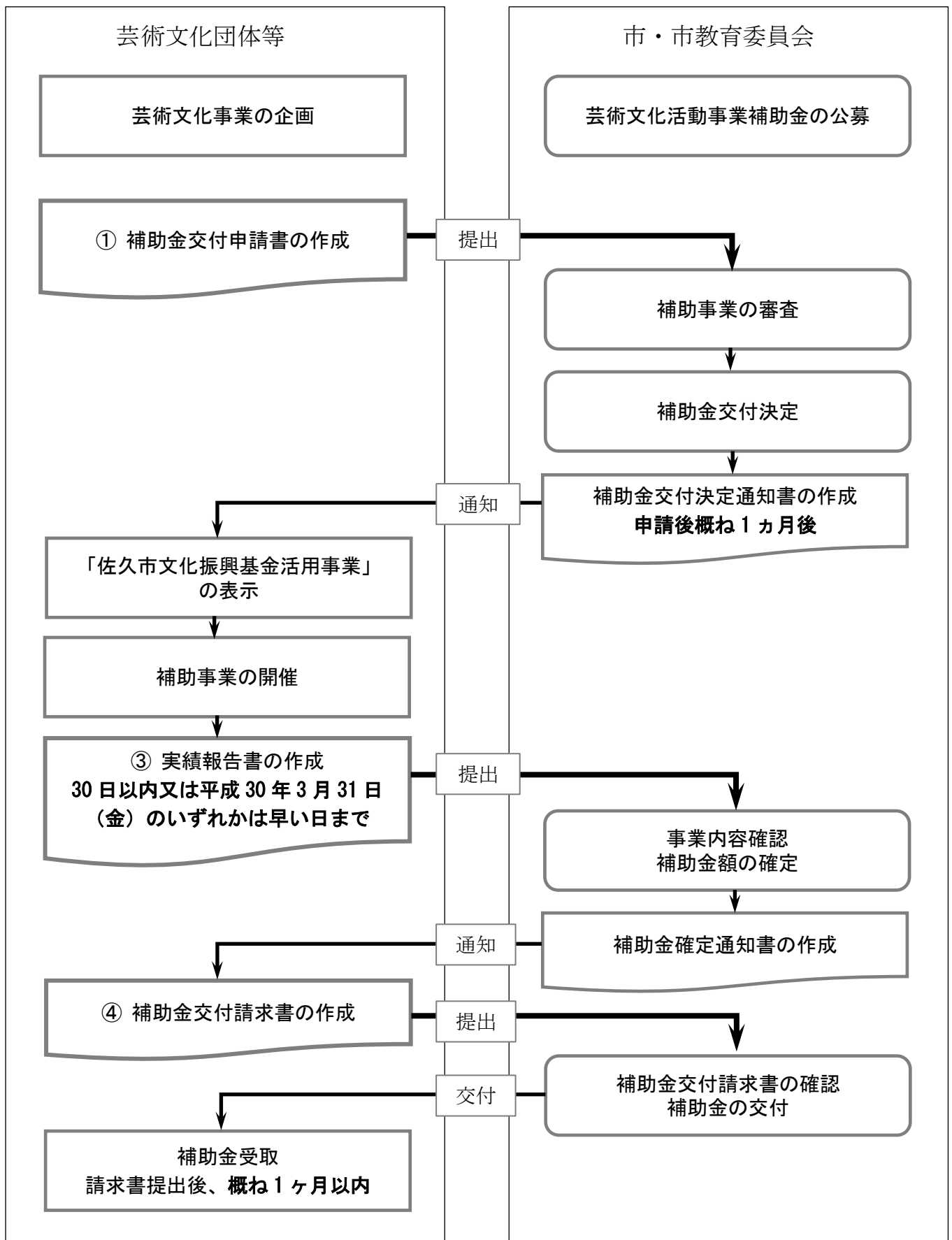
審査の基準は、佐久市芸術文化活動事業補助金交付要綱の規定のとおりです。

1.4 補助金交付の方針

- (1) 補助金の交付を受けることができるのは、1団体につき、同一年度内で1回とし、最初に交付を受けてから10年以内です。

※申請書は、必要事項が記載され添付書類が揃っていれば受付いたしますが、書類審査の後、記載事項の訂正や添付書類の追加提出をお願いすることがあります。

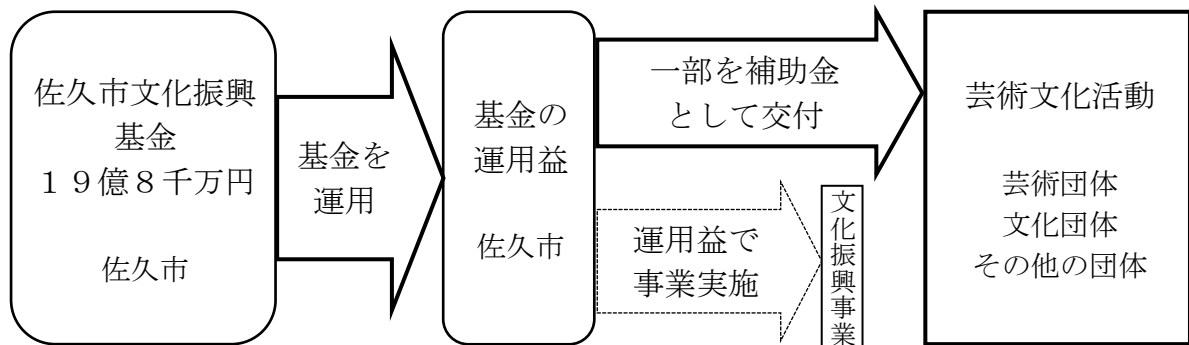
15 事務手続きの流れ ～公募から補助金受取まで～



平成 29 年度 佐久市芸術文化活動事業補助金 応募要項（補助金額 30 万円）（案）

佐久市芸術文化活動事業補助金の目的と仕組み

佐久市芸術文化活動事業補助金は、市内で行なう芸術文化活動を支援する制度です。市民の皆様が行う主体的な芸術文化活動を促し、コンサートや展覧会等の様々な芸術文化を鑑賞する機会が拡充するよう、芸術文化活動に対して佐久市文化振興基金の運用益の一部を補助金として交付します。



1 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たしている団体です。

- (1) 市内に活動拠点を有し、市民が含まれる団体
- (2) 代表者が明らかであり、その者が成人である団体

2 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件をすべて満たしている事業です。

- (1) 市民を対象として行われる芸術文化に関する事業（市民に鑑賞してもらうために舞台や展覧会場等において表現・発表される芸術文化活動）
- (2) 市内で行われ、多くの市民が鑑賞できる事業
- (3) 佐久市の他の補助金等を受けていない事業
- (4) 平成29年4月1日～平成30年3月31日の間に行われる事業
- (5) 以下に掲げる事項に該当していない事業
 - ア 特定の個人又は団体に対して行う事業
 - イ 学校が主催する事業
 - ウ 政治、宗教、営利活動及びチャリティーを目的とした事業
 - エ 公序良俗に反する又はそのおそれのある事業

3 提出書類及び申請期間

- (1) 補助金の交付を希望する団体は、佐久市芸術文化活動事業補助金交付申請書を提出してください。また申請書には次の書類を添付してください。
 - ア 芸術文化活動事業審査資料（団体・事業）

- イ 収支予算書
- ウ 団体や事業の概要がわかるもの（任意）
（例：事業の企画書、前年度実施事業のチラシ・プログラム・事業実績書）
- エ 団体員名簿（事業内容が団体員の専門性と関係がある場合は、その団体員のプロフィールを添付してください。）
- オ 主な演奏者、上演者、講演者等のプロフィール。申請団体に所属していない、謝礼を受ける演奏者等のプロフィールは、必ず添付してください。（任意様式）
- カ 団体規約等の写し（団体規約等がある団体のみ）
- キ 提出書類チェックリスト

(2) 申請期間

平成29年4月3日（月）～4月28日（金）（必着）

(3) 提出方法

佐久市教育委員会 文化振興課へ郵送か持参してください。

4 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の1／2以内です。ただし、事業の収入に補助金を加算した金額が補助対象経費を上回る場合は、その差額分を減額します。

また、上限を30万円とし、予算の範囲内で補助します。（千円未満切り捨て）

5 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業開催のために必要な経費のうちに次に掲げるものとします。これ以外の経費は、補助対象事業開催のために必要な経費であっても、補助対象経費にはなりません。

補助対象経費	注意事項
(1) 会場使用料	<ul style="list-style-type: none"> *会場と会場に付帯する設備の使用料 *本番とリハーサル・ゲネプロ（1回）又は本番と前日準備に限る。
(2) 舞台設備等の借上料	<ul style="list-style-type: none"> *事業の実施に必要な音響・照明など、会場に備える設備の借上料 *本番とリハーサル・ゲネプロ（1回）又は本番と前日準備に限る。
(3) 演奏者、上演者、講演者等への謝礼	<ul style="list-style-type: none"> *申請団体に所属する者は除く。 *本番とリハーサル・ゲネプロ（1回）に限る。それ以外の練習や打合せ等に係るものは対象外。 *収支予算書に支払対象者の氏名等を記載し、プロフィールを添付する。 *演奏者等から謝礼の領収書がもらえない場合は、担当課へ相談してください。

(4) 演奏者、上演者、講演者等への交通費、宿泊費	<p>*申請団体に所属する者は除く。</p> <p>*交通費は、本番前後の1往復分、宿泊費は、本番の前日又は当日のいずれか1泊に限る。</p> <p>*公共交通機関、旅行会社、旅館、ホテル等から申請団体宛の領収書が必要。(演奏者等へ支払う「お車代」等は謝礼とみなします。)</p>
(5) 印刷製本費	*本番に係るもののみ。
(6) 佐久市教育委員会が事業の実施に必要と認めたもの	

※(1)～(6)以外の経費は認めません。

※収支予算書に計上されていない経費は、精算時に対象経費として計上することはできません。申請の段階で綿密な計画を立てるようにしてください。

6 事業の審査

- (1) 申請のあった事業について、佐久市教育委員会が佐久市文化振興推進企画委員会に評価を付託します。その評価を受け、佐久市教育委員会が採択する事業を決定します。
- (2) 審査の結果、補助金減額又は補助事業不採択となることがあります。
- (3) 審査結果については、応募されたすべての団体に対し通知します。(5月下旬)

7 補助事業の表示

補助金を受けて実施する事業の印刷物には、「佐久市文化振興基金活用事業」と明示してください。また、事業の開催中にも「佐久市文化振興基金活用事業」の表示に努めてください。例年表示に間違いが見受けられます。間違いのないよう表示をしてください。

8 補助事業実績報告

- (1) 補助事業が終了したら、30日以内又は平成30年3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書を佐久市教育委員会へ提出してください。例年30日を過ぎてから報告書を提出する団体が見受けられます。締め切りは厳守してください。
- (2) 補助事業実績報告書には次の書類を添付してください。
 - ア 補助事業に係る収支決算書及び領収書の写し
 - (ア) 補助対象経費の領収書の写しは必ず添付してください。適切な支出であることが、添付書類等から確認できない場合や不備がある場合には、補助金を交付することができませんので、保管には十分ご注意ください。
 - (イ) 領収書の宛名は必ず申請団体名でもらってください。立替精算は認めません。
 - (ウ) インターネットを利用した通販や、口座振替・振込により支払いをした場合でも、領収書は必要です。

- イ 芸術文化活動事業評価報告書
- ウ 補助事業の実施内容が分かる資料（企画書、写真、チラシ、プログラムなど。ビデオや録音したものが望ましい。）

9 補助金交付請求

補助金確定通知書を受け取ったら、佐久市芸術文化活動事業補助金交付請求書により補助金の交付の請求をしてください。

10 補助事業の変更又は中止

補助事業を内容変更又は中止する場合は、速やかに佐久市芸術文化活動事業補助金変更（中止）承認申請書を佐久市教育委員会に提出してください。

事業内容の変更とは、次のいずれかに該当する場合です。

- (1) 収入又は支出項目の変更
- (2) 実施期日・場所の変更
- (3) 演奏者等の変更

11 芸術文化の範囲

佐久市芸術文化活動事業補助金制度における芸術文化は、佐久市文化振興計画において定義されている「文化の領域」の範囲とします。

- (1) 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等）
- (2) メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）
- (3) 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等）
- (4) 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等）
- (5) 生活文化等（茶道、華道、書道、国民娯楽、出版物等）
- (6) 文化財等（有形文化財及び無形の文化財等）

12 申請書類等について

申請に必要な書類の様式は、佐久市教育委員会社会教育部文化振興課で配布します。

申請方法、提出書類、補助金額など詳しい内容について説明しますので、事前に担当課にご相談ください。

※佐久市のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.saku.nagano.jp>

13 審査基準

審査の基準は、佐久市芸術文化活動事業補助金交付要綱以下のとおりです。

- (1) 次のいずれかの点で、他と比べて高い芸術性を有する事業で、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、地域の芸術文化の振興に寄与すると認める事業
 - ア 意欲的あるいは新しい視点で企画されているもの

- イ 既存の枠にとらわれない独創性・創造性を有しているもの
- ウ 明確な開催趣旨やテーマがあり、事業に反映されているもの
- エ 申請者及び出演者の実績や技術があり、事業の継続性・発展性が見込めるもの
- オ その他の点で評価できるもの

1.4 補助金交付の方針

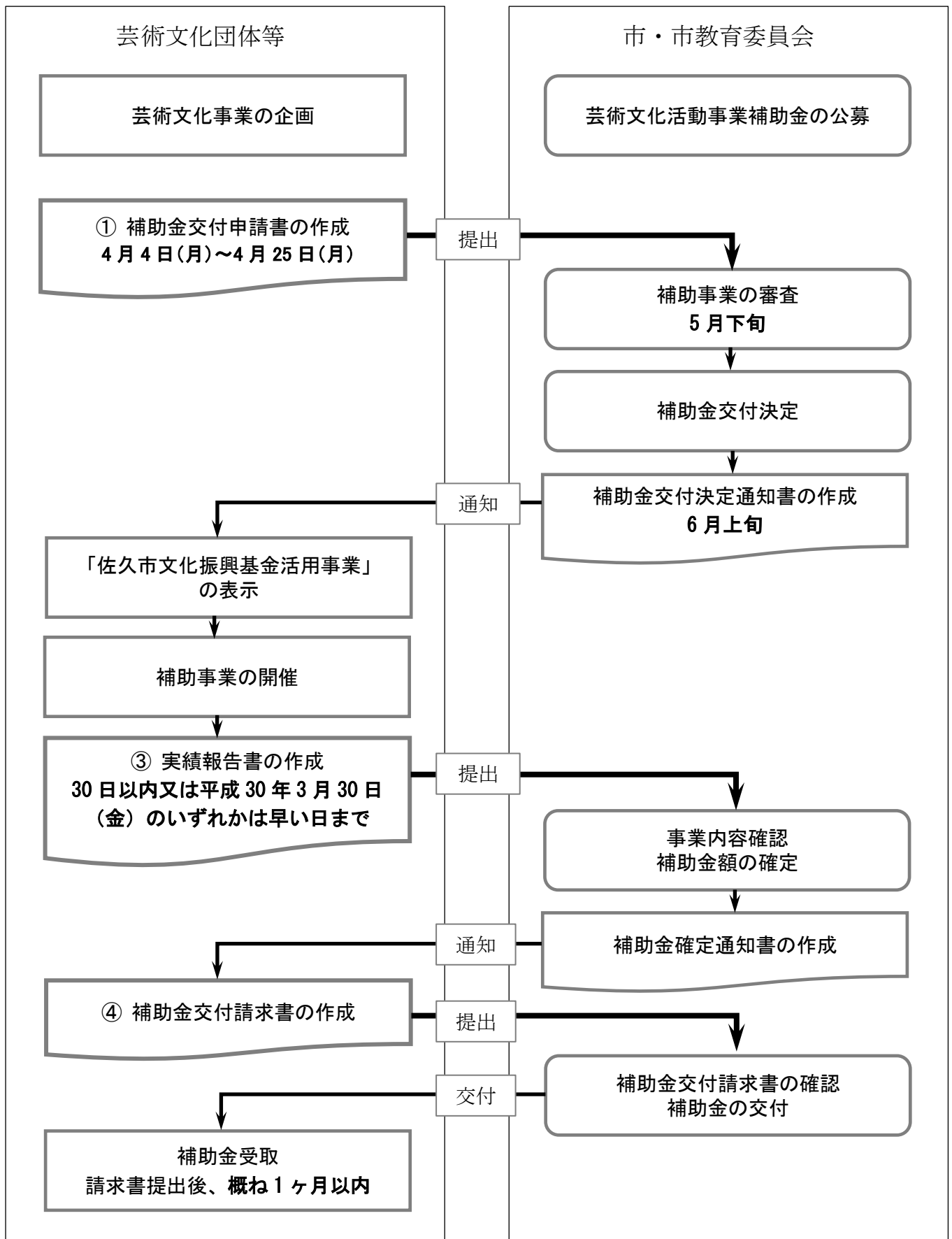
(1) 補助金の交付を受けることができるのは、1団体につき、同一年度内で1回とし、最初に交付を受けてから10年以内です。

(2) 補助金の交付は、多様な芸術文化活動に幅広く行いますが、申込者多数の場合は以下の事業を優先します。

- ア 高い芸術性を有する芸術文化活動だが、その性格上採算の望めない事業
- イ 実績や将来性を有するが、財政的基盤が十分でない芸術文化団体等の事業
- ウ 新たな局面を切り開く可能性が認められる先駆的・実験的な事業
- エ 次世代の芸術文化を育てる事業
- オ 地域の文化振興や文化財の保存・活用に関し、寄与が大きいと認められる事業

※申請書は、必要事項が記載され添付書類が揃っていれば受付いたしますが、書類審査の後、記載事項の訂正や添付書類の追加提出をお願いすることがあります。

15 日程および事務手続きの流れ ～公募から補助金受取まで～



佐久市芸術文化活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐久市文化振興計画に基づき、芸術文化活動の普及と充実を図り、市民が様々な芸術文化に触れる機会を拡充するため、市内の団体が行う芸術文化活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に活動拠点を有し、かつ、市民が含まれる団体であること。
- (2) 代表者が明らかであり、かつ、その者が成人であること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が主催し、市内において市民を対象として行う芸術文化に関する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の他の補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 補助金の交付の申請をした日の属する年度の末日までに完了する事業であること。
- (3) 特定の個人又は団体に対して行う事業でないこと。
- (4) 学校が主催する事業でないこと。
- (5) 政治的活動又は宗教的活動を目的とした事業でないこと。
- (6) 営利を目的とした事業でないこと。
- (7) チャリティーを目的とした事業でないこと。
- (8) 公序良俗に反する事業又はそのおそれのある事業でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 会場使用料
- (2) 舞台設備等の借上料
- (3) 演奏者、上演者、講演者等（以下「演奏者等」という。）への謝礼
- (4) 演奏者等の交通費及び宿泊費
- (5) 印刷製本費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が事業の実施に必要と認めたもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額（以下「算出額」という。）と補助対象事業による収入額との合計額が、補助対象経費の額を上回るときは、その差額を算出額から差し引いた残りの額を補助金の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久市芸術文化活動事業補助金交付申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了

したときは、佐久市芸術文化活動事業補助金実績報告書（様式第2号）を教育委員会へ提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書の提出期限は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（交付請求）

第9条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、佐久市芸術文化活動事業補助金交付請求書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日教委告示第24号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）（省略）

様式第2号（第8条関係）（省略）

様式第3号（第9条関係）（省略）

書類提出場所及び問い合わせ先

佐久市教育委員会 社会教育部 文化振興課 文化振興係

（住 所）〒385-8501

佐久市中込3056（佐久市役所南棟）佐久市教育委員会 文化振興課

（連絡先）電 話：0267-62-5535

FAX：0267-64-6132

E-mail：bunkasisetsu@city.saku.nagano.jp

児童・青少年のための舞台芸術フェスティバル
 〈キッズ・サーキット in SAKU〉2016 開催結果

1 入場者数

(1) 延入場者数 4,879 名

(2) 公演別入場者数

No.	イベント名	入場者数(人)	会場	開催日	定員(人)	入場率(%)
2	おもしろミュージックラント	116	コスモホール(小)	8/5	140	82.9
3	ピンクのドラゴン	212	市民創錬センター	8/5	250	84.8
4	いえでででんしゃ	326	交流文化館浅科	8/5	350	93.1
5	君がいるから	42	コスモホール(小)	8/5	130	32.3
6	Hand Shadow Show	335	駒の里ふれあいセンター	8/5	350	95.7
7	小さい“つ”が消えた日	210	佐久平交流センター	8/5	450	46.7
8	かえるくん ・かえるくん	138	コスモホール(小)	8/6	150	92.0
9	オズの魔法使い	712	コスモホール(大)	8/6	800	89.0
10	地獄百景亡者戯Ⅱ	181	交流文化館浅科	8/6	300	60.3
11	はじめてのオーケストラ	140	コスモホール(小)	8/6	100	140.0
12	オーケストラ探検コンサート	98	コスモホール(小)	8/6	100	98.0
13	Sky	104	佐久平交流センター	8/6	450	23.1
14	サーカスがやってきた	437	野沢体育センター	8/6	450	97.1
15	陽気なハス	95	市民創錬センター	8/6	150	63.3
16	14ひきのはる・なつ・あき・ふゆ	120	コスモホール(小)	8/7	120	100.0
17	結・まつりの花を咲かせましょう!	235	交流文化館浅科	8/7	400	58.8
18	ともしびパ・ネシアター	104	市民創錬センター	8/7	200	52.0
19	ズック時間漂流記	438	佐久平交流センター	8/7	450	97.3
20	赤ずきん・3びきのこぶた	544	コスモホール(大)	8/7	800	68.0
21	ともしび 出前歌声喫茶	54	市民創錬センター	8/7	200	27.0
22	あとむの時間はアンデルセン	92	コスモホール(小)	8/7	130	70.8
23	三人でシェークスピア	146	交流文化館浅科	8/7	400	36.5
	小計	4,879			6,870	71.0
1	オーブ・ニク	168	コスモホール(ロビー)			
	ホット de 夏祭り	183	ミレニアムパーク			
24	クローゼット	215	コスモホール(大)			
	合計	5,445				

2 チケット販売数(H28.12.1現在)

券種	単価(円)	販売枚数(枚)	金額(円)
パスポート(佐久市の子ども限定)	1,000	463	463,000
パスポート(前売)	1,500	731	1,096,500
パスポート(当日)	2,000	5	10,000
1Dayワッペン	700	287	200,900
ローソンチケット販売パスポート	1,500	42	44,178
チケットぴあ販売パスポート	1,500	47	59,858
日本児童・青少年演劇劇団協同組合	1,500	76	114,000
計		1,645	1,988,436

(ローソンチケット及びチケットぴあ販売分は、販売手数料を差し引いた金額)

3 アンケート集計結果(抜粋)

(1) 回収率 11.70%

(延入場者数: 4,879人 回収数: 571人)

(2) 設問① お住まいはどちらですか。

- ・市内 404人(68.94%)
- ・長野県内 149人(25.42%)
- ・長野県外 23人(3.92%)
- ・無回答 9人(1.53%)
- ・その他 1人(0.17%)
- ・計 586人

(3) 設問② 年齢はおいくつですか。

- ・保育園、幼稚園 96人(13.22%)
- ・小学生 167人(23.00%)
- ・中学生 39人(5.37%)
- ・高校生 2人(0.27%)
- ・大学生 3人(0.41%)
- ・20~30代 117人(16.11%)
- ・40~50代 184人(25.34%)
- ・60代以上 106人(14.60%)
- ・無回答 9人(1.23%)
- ・その他 3人(0.41%)
- ・計 726人

(4) 設問④ 公演は何作品、鑑賞しましたか(鑑賞する予定ですか)。

- ・1作品 81人(13.86%)
- ・2作品 95人(16.26%)
- ・3作品 87人(14.89%)
- ・4作品 82人(14.04%)
- ・5作品 88人(15.06%)
- ・6作品以上 131人(22.43%)
- ・無回答 15人(2.56%)
- ・その他 5人(0.85%)
- ・計 584人

(5) 設問⑧ どのような交通手段でご来場になりましたか。

- ・自家用車 487人 (82.82%)
- ・同伴者の自動車 39人 (6.63%)
- ・JR 2人 (0.34%)
- ・バス 0人
- ・シャトルバス 12人 (2.04%)
- ・無回答 40人 (6.80%)
- ・その他 8人 (1.36%)
- ・計 588人

※参考

- ・シャトルバス延べ便数 77便 (貸し切り大型4台・市バス3台)
(1日目19便・2日目27便・3日目31便)
- ・シャトルバス延べ定員 約3,400人
- ・シャトルバス延べ乗車者数 140人 (乗車率4.24%)
(1日目52人・2日目39人・3日目49人)

(6) 設問⑨ キッズ・サーキット in SAKU を何で知りましたか。(複数回答)

- ・市の広報誌 258人 (32.33%)
- ・公式ホームページ 36人 (4.51%)
- ・市のホームページ 22人 (2.75%)
- ・フェイスブック 30人 (3.75%)
- ・ツイッター 2人 (0.25%)
- ・ラジオ 18人 (2.25%)
- ・テレビ 10人 (1.25%)
- ・ポスター 47人 (5.88%)
- ・ちらし 189人 (23.68%)
- ・新聞 59人 (7.39%)
- ・無回答 18人 (2.25%)
- ・その他(具体的に) 109人 (13.65%)
- ・計 798人

(7) 設問⑩ ご来場いただいた感想や、作品等についてご意見・ご要望をお聞かせください。

- ・肯定意見 417人 (73.02%)
- ・改善意見 111人 (19.43%)
- ・要望 63人 (11.03%)

○印象に残った回答

- ・楽しかった。おもしろかった。また来たい。(等々多数)
- ・パスポートを買ったのに3公演しか見れなかった。(2人)
- ・会場係の研修をしたほうがいい。(誘導・ドア開閉・子ども整列等)
- ・会場の駐車場が整っていてよかった。(コスモホール)
- ・2会場で観たが、どちらも来場者に至れり尽くせりで佐久市の気合が伝わった。
(佐久平交流センター)
- ・〈キッズ・サーキット in SAKU〉を来年も続けて行ってほしい(59人)

平成24年12月25日教育委員会告示第19号

佐久市文化振興推進企画委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の文化振興の推進を図るため、佐久市文化振興推進企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項について調査及び検討し、その成果を佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

(1) 文化振興計画の推進に関すること。

(2) 文化振興基金の活用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会教育部文化振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。